

處理第三八六五號

昭和十三年十一月七日

大藏省理財局長 大野龍



臨時資金調整委員會

委員

澤田 廉三 殿

拜啓時下、御清祥之段、奉賀候陳者、昭和十三年自七月至九月、中臨時資金調整法施行狀況一部御送付申上候條、御查收相成度候。

追而御不審ノ點ハ大藏省理財局ニ御問合被下度。

昭和十三年十月

昭和十三年自七月至九月、中臨時資金調整法施行狀況

臨時資金調整委員會

E-0124

目次

一 資金調整ヲ自治的ニ行フ金融機構 一頁

二 事業設備資金ノ調整標準別貸付状況 三頁

    (イ) 昭和十三年自七月至九月 三頁

    (ロ) 自昭和十二年九月二十七日  
至全 十三年九月三十日 四頁

三 事業設備資金ノ事業別貸付状況 五頁

    (イ) 昭和十三年自七月至九月 五頁

    (ロ) 自昭和十二年九月二十七日  
至全 十三年九月三十日 六頁

四 調整法第四條及第八條ニ基ク甲請事項取扱件數及金額 七頁

    (イ) 總取扱件數並ニ金額 七頁

    (ロ) 認可又ハ許可セル件數並ニ金額 七頁

    (ハ) 不認可又ハ不許可トセル件數並ニ金額 八頁

五 調整法第四條及第八條ニ依リ認、許可アリタル事業資金ノ 九頁

業別並ニ事業標準別

- (イ) 昭和十三年自七月至九月 一頁
- (ロ) 自昭和十二年九月二十七日  
至全 十三年九月三十日 二頁

六 臨時資金審査委員會審査状況

(一) 會議

(二) 審査委員會付議決定件數

(1) 臨時資金調整法第四條及第八條ニ依ル申請事項 一四頁

    (イ) 認可又ハ許可ノ件數並ニ金額 一四頁

    (ロ) 不認可又ハ不許可ノ件數並ニ金額 一五頁

(2) 自治調整ヲ行フモノヨリノ協議事項 一七頁

    (イ) 同意セルモノノ件數並ニ金額 一七頁

    (ロ) 同意セザリシモノノ件數並ニ金額 一七頁

七 金融機構ノ貸付、調整法第四條ニ依ル申請ノ認、許可及他

官廳ヨリノ協議ニ同意セル事業設備資金額

(イ) 昭和十三年自七月至九月

(ロ) 自昭和十二年九月二十七日

至全 十三年九月三十日

八、貯蓄債券賣出状況

九、社債及外國債發行状況

頁

一八

一八

一九

二〇

二一

E-0124

資金調整ヲ自治的ニ行フ金融機關（昭和十三年九月末現在）

金融機關別	總數	内自治的調整ノ爲メノ	自治的資金調整團體	摘 要
特 別 銀 行	六	六	ナシ	
農 工 銀 行	五	五	農工銀行同盟會	
產業組合中央金庫及信用組合聯合會	四八	四八	產業組合金融統制團	
商工組合中央金庫	一	一	ナシ	
普 通 銀 行	三四八	三四二	地方資金自治調整銀行團	日本銀行本支店管轄區域別ニ組織サル（十七地方）
外國銀行内地支店	一六	五		
貯 蓄 銀 行	七三	七二	全國貯蓄銀行協會	
信 託 會 社	二八	二七	信託協會	
證券引受業	五	五	資金自治調整證券團	業者總數不明ニ付自治的調整ヲ爲スモノノミヲ掲ゲタリ

生命保險會社	三三	三〇	生命保險會社協會
損害保險會社	四八	四一	大日本火災保險協會
計	六一一	五八二	



三 事業設備資金ノ調査標準別貸付状況  
 (イ) 昭和十三年 主目 九七月

(単位千圓)

金融機関別	甲 類		乙 類		丙 類	合計	百分比
	イ	ロ	イ	ロ			
銀行	11454	11454	11454	11454	11454	11454	100.0
信託會社	1230	1230	1230	1230	1230	1230	1.1
保險會社	400	400	400	400	400	400	0.3
其他	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	13084	13084	13084	13084	13084	13084	100.0

(ロ) 昭和十一年 九月 二十七日  
 至 昭和十二年 九月 三十日

(単位千圓)

金融機関別	甲 類		乙 類		丙 類	合計	百分比
	イ	ロ	イ	ロ			
銀行	11454	11454	11454	11454	11454	11454	100.0
信託會社	1230	1230	1230	1230	1230	1230	1.1
保險會社	400	400	400	400	400	400	0.3
其他	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	13084	13084	13084	13084	13084	13084	100.0

三 事業設備資金ノ事業別貸付状況

(イ) 昭和十三年 自七月 至九月

(單位千圓)

業態別	銀行	信託會社	保險會社	其他	計	百分比
鑛業	21113	3111	0	0	24224	10.8
工業	133107	22694	300	22621	157764	67.8
製林業	143	0	0	0	143	0.1
水産業	5452	0	0	0	5452	2.3
交通業	30476	2110	704	0	33290	14.0
商業	7567	20	0	1	7568	3.2
其他ノ事業及施設	866	1	140	0	1007	0.4
合計	210776	28969	744	23621	242850	100.0

(ロ) 自昭和十二年九月二十七日 至昭和十三年九月三十日

(單位千圓)

業態別	銀行	信託會社	保險會社	其他	合計	百分比
鑛業	126147	16438	36	0	142621	14.3
工業	519444	96146	5080	5255	620325	62.7
製林業	364	0	0	118	482	0.1
水産業	2727	500	120	0	3347	1.1
交通業	130539	15736	635	0	146930	14.6
商業	46101	460	0	222	46783	4.7
其他ノ事業及施設	961	360	236	0	1557	1.5
合計	206236	138464	5931	6378	351010	100.0

四調整法第四條及第八條ニ基ク申請事項取扱件數及金額  
 (1) 總取扱件數並ニ金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和十三年 自七月 至九月	自十二年九月廿七日 至十三年九月卅日	昭和十三年 自七月 至九月	自十二年九月廿七日 至十三年九月卅日
自己資金等ニ依ル 事業設備(第二項 第二號關係)	一九三	一、二〇六	一、二三、七四五	一、三四八、二八五
株金拂込催告	一八三	八二三	一、六七〇、四五	八二七、三二八
資本増加	九九	四〇六	六一、二五六二	一、九一、九一三
管社設立	五六	二二二	一、五六〇、五〇	八二七、七七五
管社合併	二一	八一	七三、六五八	八七、一五五九
社債募集	一	三	一、五〇〇	三、九〇〇
目的變更	六七	二一三	一	一
合計	六二〇	二、九五四	一	一

(1) 認可又ハ許可セラル件數並ニ金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和十三年 自七月 至九月	自十二年九月廿七日 至十三年九月卅日	昭和十三年 自七月 至九月	自十二年九月廿七日 至十三年九月卅日
自己資金等ニ依ル 事業設備(第二項 第二號關係)	一九二	一、一八一	一、二三、三四五	一、三二、三六八
株金拂込催告	一八二	八一七	一、六六〇、四五	八二五、四一三
資本増加	九四	三九一	五九六、〇六二	一、八九五、六六八
管社設立	五三	二一五	一、五〇、五五〇	八〇三、二七五
管社合併	二一	七八	七三、六五八	八六、二三五九
社債募集	一	三	一、五〇〇	三、九〇〇
目的變更	六七	二一三	一	一
合計	六二〇	二、八九八	一	一

不認可又ハ不許可トセル件數並ニ金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和十三年 自七月 至九月	自十二年九月廿七日 至十三年九月卅日	昭和十三年 自七月 至九月	自十二年九月廿七日 至十三年九月卅日
自己資金等ニ依ル 事業設備(第二項 第二號關係)	一	二五	四〇〇	二四六〇〇
株金拂込催告	一	六	一、〇〇〇	一、九一五
資本増加	五	一五	一六五〇〇	二三四五五
會社設立	三	七	五五〇〇	二四五〇〇
會社合併	〇	三	〇	九二〇〇
合計	一〇	五六	一、〇〇〇	二四六〇〇

九

備考 右(イ)ノ外申請書ヲ取下ゲタルモノ、當初提出  
申請ノ計畫ヲ縮少セシメタルモノ左ノ如シ

事項別	件數		金額	
	昭和十三年 自七月 至九月	自十二年九月廿七日 至十三年九月卅日	昭和十三年 自七月 至九月	自十二年九月廿七日 至十三年九月卅日
計畫ヲ縮少セシメ タルモノ	四八	一五九	一九六〇〇	四〇四五七
申請書取下又ハ計 畫ヲ取止メタルモノ	一八	五六	二八五二三	一三三六二
合計	六六	二一五	二二四五二六	五三八一九四

一〇

五 臨時資金調整法第四條及第八條ニ依リ認、許可アリタル金額中  
 設備資金ニ充當セラルモノノ業態別並ニ事業標準別

(イ) 昭和十三年 自七月 至九月

(單位 千圓)

業態別	甲類			乙類			丙類	合計	百分比
	イ	ロ	計	イ	ロ	ハ			
鑛業	七八五二二	三三三三	七八八五五	〇	〇	〇	〇	七八八五五	二九・四
工業	九八三一八	二二二二二	二四五五五	七四四二	六五二五	四八四七	一六九七五	七二二七七	六四・四
農林業	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
水産業	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
交通業	〇	七六二八	七六二八	二六五七	二九八	四一〇	〇	一八九九三	四・五
商業	〇	〇	〇	〇	〇	五五三	四九九	一〇五二	〇・四
雑業	〇	〇	〇	〇	〇	五五三	五五〇九	三三〇九	一・三
其他ノ事業及施設	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	一七六八四〇	二四一九八	二四〇三二	一〇三三三	八二三三	八四八八	二〇九八三	二六二六二	一〇〇・〇
百分比	六五・九	九・〇	七四・九	一一・〇	三・一	三・二	七・八	一〇〇・〇	

11

(ロ) 自昭和十二年九月二十七日 至昭和十三年九月二十七日

(單位 千圓)

業態別	甲類			乙類			丙類	合計	百分比
	イ	ロ	計	イ	ロ	ハ			
鑛業	二五六一七	一三三〇	二六〇〇一	一七六五	〇	〇	一七六五	二六二六六	一三・四
工業	六八九三三	二二九一一	八一九四八	〇	八二〇	二〇一八七	一七四四六	二二三〇一	六七・四
農林業	〇	〇	〇	四五〇	〇	〇	四五〇	四五〇	一
水産業	〇	〇	〇	一、二七四	〇	〇	一、二七四	一、二七四	〇・七
交通業	〇	二二八七五	二二八七五	三三三	二九八	七九一	一、四二二	二六八三二	一三・七
商業	一、三九三	〇	一、三九三	〇	〇	一、八八七	一、八八七	六五九七	三・四
雑業	〇	〇	〇	〇	〇	四四一	四四一	二八〇一	一・四
其他ノ事業及施設	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	九、三三〇	二五、六六一	二六、〇〇一	三、三三三	八、二〇〇	二、〇一八	一三、五五二	三九、五五三	一〇〇・〇
百分比	三二・〇	一八・三	六七・三	一六・五	三・一	二・四	三三・〇	一〇〇・〇	

11

(備考)  
 本表許可金額累計一、九六二、五七〇千圓ハ第四條及第八條ニ基  
 キ許可セラレタル事業設備資金ノミヲ採リ舊債返還又ハ運轉  
 資金等ヲ含マズ、尙右ハ事業計畫中既ニ許可アリタル部分ノ  
 ミヲトリタルモノニシテ計畫ノ全部ヲトレバ其所要資金ハ總  
 額三一、五五二、四三〇千圓トナリ其差額ハ今後更ニ増資拂込等ノ  
 許可ヲ得或ハ金融機關等ヨリ借入ヲナシ調達セララルモノナ  
 リ。

六 臨時資金審査委員會審査狀況

- (一) 會議  
 (イ) 昭和十三年自七月一日起至九月二十七日止 一回  
 (ロ) 昭和十二年自九月三十日起至昭和十三年九月三十日止 六八回  
 (二) 審査委員會付議決定件數  
 (1) 臨時資金調整法第四條及第八條ニ依ル申請事項  
 (イ) 認可又ハ許可ノ件數及金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和十三年自七月一日起至九月三十日止	昭和十三年自七月一日起至九月三十日止	千圓	十圓
自己資金等ニ依ル事業設備(第二項第二號關係)	六五	五三九	五六七一	九二七三二
株金拂込催告	五三	二七四	八九五九六	五一九〇三七
資本増加	五二	二〇七	五五九二一〇	一、九二九、二二一

實社設立	二六	九三	二七〇〇〇	六二、七八〇
會社合併	二〇	六四	七、一五八	八二九三三
社債募集	〇	一	〇	四〇〇
目的變更	一	九	一	一
合計	二一七	一二八七	一	一

(四) 不認可又ハ不許可ノ件數及金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和十三年自七月至九月	自十三年九月廿七日自十三年九月卅日	昭和十三年自七月至九月	自十三年九月廿七日自十三年九月卅日
自己資金等ニ依ル事業設備(第二項第二號關係)	一	二五	四〇〇千圓	二四六〇〇千圓
株金拂込催告	一	六	一〇〇〇	一九一五
資本増加	五	一五	一六五〇〇	二三、四五五
合社設立	三	七	五五〇〇	二四五〇〇
				一五

會社合併	〇	三	〇	九二〇〇
合計	一〇	一五六	一〇	一

外ニ臨時資金調整法第二條ニ依ル申請事項(有價證券募集ノ取扱)ノ件數及金額左ノ如シ

(イ) 許可 一件 八〇〇千圓  
 (ロ) 不許可 一件 一〇〇〇

業 別	金融機關ノ貸付ケタルモノ		調整法第四條及第八條ニ依リ認許シタルモノ		他官廳ヨリノ協賛ニ同意セタルモノ		合 計	百 分 比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
鐵業	二四三二四	七八八五五	五九〇	一〇三七六九	一七〇	一七〇	一七〇	一七.三
工業	一五七五六四	一七二三七五	九五四一〇	四二五三五一	一四三	一四三	一四三	七〇.九
農林業	一四三	一七〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
水産業	五四五二	一七〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
交通業	三三七四一	一一九三三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
商業	七六一八	一〇五二	〇	〇	〇	〇	〇	〇
雜業	一〇五一	三、五〇九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
其他ノ事業及施設	四一九七	三二三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	二三四〇九〇	二六八二七九	九七一七五	五九九、五〇〇	一六〇.二	一〇〇.〇	一〇〇.〇	一〇〇.〇

七金融機關ノ貸付、調整法第四條及第八條ニ依ル申請ノ認許可及他官廳ヨリノ協賛ニ同意セル事業設備資金額

(1) 昭和十三年 自七月 至九月 (單位千圓)

金融機關別	昭和十三年 自七月 至九月		昭和十三年 自七月 至九月	
	件数	金額	件数	金額
銀行	三五	一三一	一八〇、六六八	四九九九七〇
信託會社	三	八	一八一四〇	六九六九〇
信託會社	三	一〇	一、九六〇	三、〇〇〇
保險會社	一	九	二、五〇〇	九、一三四
證券引受業者	〇	一	二、三二六八〇	六、〇〇〇
合計	四二	一五九	二一三、二六八	六一〇、五九六

(2) 同意セザリシモノノ件数及金額

證券引受業者 一件 一、〇〇〇 千圓



業 類 別	金融 付ケタル モノノ貸	調 整 法 第 四 條 及 第 八 條 ニ 依 リ 認 許 シ タ ル モノ	他 目 協 議 ニ 同 意 セ ル モノ	合 計	百 分 比
礦 業	一四四六二〇	二六二、二六六	二、九〇一	四〇九七八七	一、二、四
工 業	六二四九八五	一、三二三、〇一七	二、三五六七六	二、一八三、六七八	六、六〇〇
農 林	五七八	四、五〇〇	〇	一、〇二八	〇、一
水 産	二二、四〇七	一、三、三二一	〇	三、五七二八	一、一
交 通	一五、四一〇	二六八、三九二	一、五五九八	四、三五四〇〇	一、三
商 業	五七七八二	六五、九七五	一、二〇七八	一、三五八三五	四、〇
雜 業	一六〇九七	二八〇、一六	〇	四、四一三	一、〇
其ノ他ノ 專 業	六四一三三	一、一三三	〇	六、五二六六	二、〇
及 施 設					
合 計	一〇八、二〇一三	一、九六二、五七〇	二、六六二、五三	三、三一〇、八三六	一〇〇、〇
百 分 比	三二、七	五九、三	八、〇	一〇〇、〇	

自十二年九月二十七日  
至十三年九月三十日

(單位 千圓)

一九

八貯蓄債券賣出狀況

(臨時資金調整法第十三條關係ノモノ)

回 別	賣 出 期 間	券 面 價 額 千圓	賣 出 價 額 千圓
第一回	自昭和十二年十二月十六日 至昭和十二年十二月二十日	一五〇〇〇	一〇〇〇〇
第二回	自昭和十三年六月十日 至昭和十三年六月二十五日	一五〇〇〇	一〇〇〇〇
第三回	自昭和十三年十月五日 至昭和十三年十月二十日	一五〇〇〇	一〇〇〇〇
第四回		一五〇〇〇	一〇〇〇〇
第五回		一五〇〇〇	一〇〇〇〇
計		七五〇〇〇	五〇〇〇〇

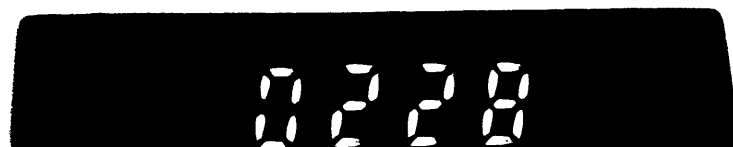
二〇

九社債及外國債發行狀況 (自昭和十三年一月一日至昭和十三年九月三十日)

種 類	發行決定額	内 發行済額
會 社 債	五三八〇〇〇 千圓	四〇〇、五〇〇 千圓
銀 行 債	二一六〇〇〇	一八六〇〇〇
滿 洲 國 債	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
計	八〇四〇〇〇	六三六五〇〇

備 考

預金部、簡易保險局及金貨金特別會計等ニ於テ引受ケタルモノ竝ニ貯蓄債券ハ之ヲ含マズ



秘書官  
藏理第四六九四號

昭和十四年七月十四日

大藏省理財局長 相田岩夫



臨時資金調整委員會

澤田委員殿

拜啓時下愈々御清祥之段奉賀候陳者昭和十四年自四月  
法施行狀況一部御送付申上候條御査収相成度候  
追而御不審ノ點ハ大藏省理財局ニ御問合被下度  
至六月 中臨時資金調整

昭和十四年七月

自四月  
昭和十四年 至六月 中臨時資金調整法施行狀況

臨時資金調整委員會



目次

一 資金調整ヲ自治的ニ行フ金融機關

二 事業設備資金ノ調整標準別貸付狀況

(イ) 昭和十四年自四月至六月

(ロ) 自昭和十二年九月二十七日  
至全 十四年六月三十日

三 事業設備資金ノ事業別貸付狀況

(イ) 昭和十四年自四月至六月

(ロ) 自昭和十二年九月二十七日  
至全 十四年六月三十日

四 臨時資金調整法第四條、第四條ノ二及第八條ニ基ク申請事項取扱  
件數並ニ金額

(イ) 總取扱件數並ニ金額

(ロ) 認可又ハ許可セル件數並ニ金額

(ハ) 不認可又ハ不許可トセル件數並ニ金額

五 臨時資金調整法第四條、第四條ノ二及第八條ニ依リ認可、許可アリ  
タル金額中設備資金ニ充當セララルモノノ業態別並ニ調整標準別

(イ) 昭和十四年自四月至六月

(ロ) 自昭和十二年九月二十七日  
至全 十四年六月三十日

六 臨時資金審査委員會審査狀況

(一) 會議

(二) 審査委員會付議決定件數

(1) 臨時資金調整法第四條、第四條ノ二及第八條ニ依ル申請事項

(イ) 認可又ハ許可ノ件數並ニ金額

(ロ) 不認可又ハ不許可ノ件數並ニ金額

(2) 臨時資金調整法第二條ニ依ル申請事項（有價證券募集ノ取扱）  
ノ件數並ニ金額

(3) 自治調整ヲ行フモノヨリノ協議事項

- (イ) 同意セルモノノ件數並ニ金額
- (ロ) 同意セザリシモノノ件數並ニ金額
- 七 金融機關ノ貸付、有價證券ノ募集、臨時資金調整法第四條、第四條ノ二及第八條ニ依ル申請ノ認、許可及他官廳ヨリノ協議ニ同意セル專業設備資金額
- (ハ) 昭和十四年自四月至六月
- 自昭和十二年九月二十七日
- 至全 十四年六月三十日
- 八 臨時資金調整法第十三條ニ基ク貯蓄債券賣出狀況
- 九 臨時資金調整法ニ基ク政府保證興業債券發行狀況
- 十 銀行債、會社債及滿洲國債發行狀況

一 資金調整ノ自治的ニ行フ金融機關

(昭和十四年六月三十日現在)

金融機關別	總數	内自治的調整 ヲ爲スモノ	自治的資金調整團體
特別銀行	六	六	ナシ
農工銀行	五	五	農工銀行同盟會
產業組合中央金庫 及信用組合聯合會	四	四	產業組合金融統制團
商工組合中央金庫	一	一	ナシ
普通銀行	三三二	三二九	地方資金自治調整銀行團(十七地方)
外國銀行内地支店	一六	五	全國貯蓄銀行協會
貯蓄銀行	七〇	七〇	信託協會
信託會社	二八	二七	證券引受會社協會
證券引受業者	八	八	生命保險會社協會
生命保險會社	三二	二九	大日本火災保險協會
損害保險會社	四八	四一	
計	五九四	五六九	

二 事業設備資金ノ調整標準別貸付状況  
 (イ) 昭和十四年自四月至六月

(單位千圓)

金融機關別	甲		乙		丙		丙類合計	百分比
	イ	ロ	イ	ロ	ハ	計		
銀行	3,333,675	1,477,422	2,768,993	3,028,272	4,338,677	8,666,941	81.1	
信託會社	3,333,840	1,075,494	3,749,994	3,311,333	3,000	7,075,327	14.6	
保險會社	100	1	100	2,222	3,333	5,666	0.1	
其ノ他	71	1	71	2,222	100	2,393	0.2	
合計	10,000,000	1,558,160	6,629,088	8,333,827	7,676,680	16,010,507	100	
百分比	63.0	5.0	68.6	11.1	1.7	26.6	100	

(ロ) 自昭和十二年九月二十七日  
 至全十四年六月三十日

(單位千圓)

金融機關別	甲		乙		丙		丙類合計	百分比
	イ	ロ	イ	ロ	ハ	計		
銀行	1,000,000	6,666,667	1,333,333	2,666,667	1,333,333	5,333,333	66.7	
信託會社	1,777,778	1,444,444	1,999,999	1,999,999	1,000,000	4,999,998	61.0	
保險會社	4,000,000	4,000,000	6,000,000	2,000,000	1,000,000	9,000,000	11.3	
其ノ他	111	1	4,997	8,811	1,000	14,809	0.2	
合計	7,200,000	12,111,112	10,333,332	6,674,477	4,334,333	21,342,142	100	
百分比	61.0	9.0	70.0	11.2	1.8	26.0	100	

三、專業設備資金ノ專業別貸付狀況

(イ) 昭和十四年自四月至六月

(單位千圓)

業態別	銀行	信託會社	保險會社	其ノ他	合計	百分比
鑛業	三三三六六	一六八六六	一〇〇	一	五〇三三三	一三・〇
工業	一六三三三	三三三三三	一〇〇	一	四九六六六	一三・八
農林業	七〇〇	一〇〇	一	一	一七〇〇	二
水産業	一三三三三	一〇〇	一	一	一三三三三	三・五
交通業	三〇〇〇六	一〇〇	一	一	三〇〇〇八	八・一
商業	三三三三三	一〇〇	一	一	三三三三三	九・一
雜業	三三三三三	一〇〇	一	一	三三三三三	九・一
其他施設ノ業	三三三三三	一〇〇	一	一	三三三三三	九・一
合計	二五八三三	四八七七	九七三九	三八九三	三三三三三	一〇〇・〇

(ロ) 自昭和十二年九月二十七日至全十四年六月三十七日

(單位千圓)

業態別	銀行	信託會社	保險會社	其ノ他	合計	百分比
鑛業	二二二二二	三三三三三	一六六	一	五五五五五	一三・七
工業	一〇二四四	一六八八三	一六六	一	二七二九四	六・八
農林業	一三三三三	一〇〇	一	一	一三三三三	三・一
水産業	二二二二二	一〇〇	一	一	二二二二二	五・五
交通業	二二二二二	一〇〇	一	一	二二二二二	五・五
商業	六八七八五	一〇〇	一	一	六八七八七	一七・六
雜業	一五七七六	一〇〇	一	一	一五七八七	四・一
其他施設ノ業	七二九八七	一〇〇	一	一	七三〇〇八	一八・五
合計	一六二四七六	一三〇〇四	三三三	一〇・二	一七五八二三	一〇〇・〇

四 臨時資金取扱法第四條、第四條ノ二及第八條ニ基ク  
 (1) 總取扱件數並ニ金額

申請事項別	昭和十四年自四月至六月		昭和十四年自四月至六月	
	件	數	件	金額
自己資金等ニ依ル	二九五	一、九八六	二、四七〇	一、八九一、五一八
株式拂込	二六九	一、五九八	三、四六一	一、五七八、九六八
資本増加	一六七	八二四	三〇〇、一八三	二、六八〇、七一八
會社設立	六二	四三二	二、六六五	一、五九一、六五五
會社合併	二九	一五四	三〇四、五五〇	一、三一一、九〇六
債募集	三	一〇	三〇五〇	一、〇〇〇
目的變更	一二三	五六二	一	一
合計	九四八	五五六六	一	一

六

(1) 認可又ハ許可セラル件數並ニ金額

申請事項別	昭和十四年自四月至六月		昭和十四年自四月至六月	
	件	數	件	金額
自己資金等ニ依ル	二八六	一、九三九	二、二一三	一、八五五、二一八
株式拂込	二六〇	一、五七七	三、一〇一	一、五六九、〇〇六
資本増加	一五四	七七四	二、六九四	二、六一二、一九二
會社設立	五九	四一七	二、四一五	一、五五六、〇五五
會社合併	二四	一四三	二、九七九	一、二九四、〇三一
債募集	三	一〇	三、〇五〇	一、〇〇〇
目的變更	一一七	三五三	一	一
合計	九〇三	五四一三	一	一

七



申請事項別	件		金	
	昭和十四年 自四月 至六月	自十二年 九月廿七日 至十四年 六月卅日	昭和十四年 自四月 至六月	自十二年 九月廿七日 至十四年 六月卅日
自己資金等ニ依ル	九	四七	三、三二六	三、六三〇
株式増込	九	二一	三、六〇二	九、九六二
資本金増加	一三	五〇	三〇、六九五	六八、五二六
會社設立	三	一五	二、五〇〇	三、五六〇
會社合併	五	一一	六、一二五	一、七八七
會社變更	六	九	一	一
目的變更	四	一五	一	一
合計	四五	一五三	一	一

( ) 不許可又ハ不許可トセル件數並ニ金額

八

備考

右( )ノ外申請書ヲ取下ゲタルモノ、當初提出申請ノ計畫ヲ縮少セシメタルモノ左ノ如シ

事項別	件		金	
	昭和十四年 自四月 至六月	自十二年 九月廿七日 至十四年 六月卅日	昭和十四年 自四月 至六月	自十二年 九月廿七日 至十四年 六月卅日
計登縮少セシメタルモノ	五〇	三〇四	四、八〇〇	五、七三一
申請書ヲ取下ゲタルモノ	五	八〇	六、一二五	一、八九二
合計	五五	三八四	五、四一三	七、五五二

九



五、臨時資金調整法第四條、第四條ノ二及第八條ニ依リ認許可アリタル金額中設備資金ニ充當セラルルモノノ業態別並ニ調整標準別

(イ) 昭和十四年自四月至六月

(單位千圓)

業態別	甲類			乙類			丙類	合計	百分比
	イ	ロ	計	イ	ロ	計			
鐵業	八九四〇四	二〇〇八九六〇四	四〇六	—	—	—	—	九〇〇一〇	二一・六
工業	一九一六六	二九一〇〇三	二七〇四	二〇七	—	—	—	二六六二八	六九・〇
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
交通業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他ノ施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	二八七〇六	三三〇三三	三六九八八	二四四	—	—	—	三三〇〇〇	一〇〇・〇

(ロ) 自昭和十二年九月二十七日至全十四年六月三十日

(單位千圓)

業態別	甲類			乙類			丙類	合計	百分比
	イ	ロ	計	イ	ロ	計			
鐵業	四一四四二	三三二八	四一六八二	四二五三	—	—	—	四二五三	二一・〇
工業	一六七五七	二〇二四四	三六八二二	九一八	—	—	—	一〇七六六	六八・四
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
交通業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他ノ施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	一五八九二	二二八七五	三八七六七	一四一七	—	—	—	三九八五四	一〇〇・〇

(備考) 本表許可金額累計二、九六五、三、八千圓ハ第四條、第四條ノ二及第八條ニ基キ許可セラレタル事業設備資金ノミチトリ積返還又ハ運轉資金等ヲ含マス、尙右ハ事業計畫中既ニ許可アリタル部分ノミチトリ積返還又ハ運轉資金等ノ全部ヲトレハ其ノ所要資金ハ總額四、七五、四、九千圓トナリ其ノ差額ハ今後増資拂込等ノ許可ヲ得或ハ金融機關等ヨリ借入ヲナシ嗣後セララルモノナリ

六臨時資金審査委員會審査状況

(一) 會議

(イ) 昭和十四年自四月至六月

一四回

(ロ) 自昭和十二年九月二十七日至今 昭和十四年六月三十日

一〇六回

(二) 審査委員會付議決定件数

(1) 臨時資金調整法第四條、第四條ノ二及第八條ニ依ル申請事項  
(イ) 認可又ハ許可ノ件数並ニ金額

申請事項別	件数		金額	
	昭和十四年自四月至六月	昭和十二年自九月二十七日至今	昭和十四年自四月至六月	昭和十二年自九月二十七日至今
自己資金等ニ依ル事業設備	一三六	八三九	一六二、七一一	一、二七九、七二四
株金拂込	八八	五〇三	二三八、九八〇	一〇、四〇四、四五二
資本増加	九	四一九	四、八六一五	二、三二〇、六一五
會社設立	三四	一九六	一九六、九〇〇	一、三〇四、〇八〇
合計	二二三	一、一五	二九七、一三〇	一、二二四、九四七

申請事項別	件数		金額	
	昭和十四年自四月至六月	昭和十二年自九月二十七日至今	昭和十四年自四月至六月	昭和十二年自九月二十七日至今
會社合併	二	一	一	一
社債募集	三	八	三〇、五〇〇	六五〇、〇〇〇
目的變更	六	一六	一	一
合計	三八九	二〇九六	一	一

(ロ) 不認可又ハ不許可ノ件数並ニ金額

申請事項別	件数		金額	
	昭和十四年自四月至六月	昭和十二年自九月二十七日至今	昭和十四年自四月至六月	昭和十二年自九月二十七日至今
自己資金等ニ依ル事業設備	九	四七	三三、二六〇	三六三、〇〇〇
株金拂込	九	二一	三六、〇〇〇	九、九六二
資本増加	一三	五〇	三〇、六九五	六八、五二六
會社設立	三	一五	二五、〇〇〇	三五、六〇〇
會社合併	五	一	六一、二二五	一、七八七五
目的變更	五	八	一	一
合計	四四	一三二	一	一

(2) 臨時資金調整法第二條ニ依ル申請事項 (有價證券募集ノ取扱)ノ件数並ニ金額 (自昭和十二年九月二十七日至全十四年六月三十日)

(4) 許可 二件 一〇八〇〇 (千圓) (内今四半期分一件一〇〇〇〇) (千圓)

(5) 不許可 一 一〇〇〇 (千圓)

ナシ)

(3) 自治調整ヲ行フモノヨリノ協議事項  
(4) 同意セルモノノ件数並ニ金額

協議者別	件数		金額	
	昭和十四年自四月至六月	自十二年自六月至十四年六月廿七日	昭和十四年自四月至六月	自十二年自六月至十四年六月廿七日
銀行	四一	二四二	一一九四二九	一、二一〇七二三
信託行	八	二〇	一〇四八六四	一八六三七四
信託會社	五	二五	三八四三	七、七四六〇
保險會社	一	一三	五〇〇	一〇、三七九
其他	一	五	二〇〇〇	二五、二〇二
合計	五六	三〇五	二三〇、六三六	一五、一〇、一三九



金融機關別	件数		金額	
	昭和十四年四月	昭和十四年六月	自昭和十二年九月廿七日	自昭和十四年六月廿七日
銀行	1	1		10,000
信託會社	1	1		1,100
其他	1	1		10,000
合計	3	3		21,100

(1) 同意セザリシモノノ件数並ニ金額

1千

業態別	金融機關ノ貸付ケタルモノ	有價證券ノ募集ニ依リタルモノ	調整法第四條ノ二及第四條ノ二及第八條ニ依リ認許シタルモノ	他官廳ヨリノ協議ニ同意セルモノ	合計	百分比
鑛業	1,010	100	1,010	2,020	1,010	13.8
工業	1,010	100	1,010	2,020	1,010	13.8
農林業	1,010	100	1,010	2,020	1,010	13.8
水産業	1,010	100	1,010	2,020	1,010	13.8
交通業	1,010	100	1,010	2,020	1,010	13.8
商業	1,010	100	1,010	2,020	1,010	13.8
雜業	1,010	100	1,010	2,020	1,010	13.8
其他ノ施設	1,010	100	1,010	2,020	1,010	13.8
合計	1,010	100	1,010	2,020	1,010	13.8

七金融機關ノ貸付、有價證券ノ募集、臨時資金調整法第四條、第四條ノ二及第八條ニ依リ申請ノ認許可及他官廳ヨリノ協議ニ同意セル事業設備資金額  
 (1) 昭和十四年自四月至六月 (單位千円)

(口) 自昭和十四年六月二十七日  
至同十四年九月三十日

(單位千圓)

業態別	金融機關ノ貸付ケタルモノ	有價證券ノ募集ニ依リタルモノ	調整法第四條ノ第四條ノ及第八條ノ依リ認計可キモノ	他官廳ヨリノ協議ニ同意セルモノ	合計	百分比
鎖業	二七四一九五	一〇〇〇	四二一〇二	四三三	七〇、七〇八	二・二
工業	一三三六八七五	七、七六〇	二〇、二七六四三	四、七六一	三、八二九三	六・七
農林業	二二九九	一	一、八八	一	四、〇一	〇・一
水産業	二、九七〇六	一	一、六〇四	一	四、五七六	〇・二
交通業	二、二六三八	一、〇〇〇〇	三、〇七四	二、五〇八	七、八四八	一三・五
商業	七、二九九	一	七、五八八	一、三〇四	一六、一八九	二・八
雜業	二、七五九	一	三、八三一	一	六、六三一	一・二
其他ノ施設業	一〇、六三二	八、〇〇〇	三、三二	一	一五、三九	二・七
合計	二〇、一六六	二、〇三六	二、六六三	九・二	二七、五三	一〇〇

一八

及臨時資金調整法第十三條ニ基ク貯蓄債券賣出状況

(昭和十四年六月三十日現在)

記號	額	賣出價額	發行額	賣出價額	賣出期間
第一回	一五〇	一〇	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	至昭和十四年六月三十日現在
第二回	一五〇	一〇	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	至昭和十四年六月三十日現在
第三回	一五〇	一〇	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	至昭和十四年六月三十日現在
第四回	一五〇	一〇	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	至昭和十四年六月三十日現在
第五回	七五	五	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	至昭和十四年六月三十日現在
第六回	七五	五	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	至昭和十四年六月三十日現在
第七回	七五	五	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	至昭和十四年六月三十日現在
第八回	七五	五	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	至昭和十四年六月三十日現在
第九回	七五	五	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	至昭和十四年六月三十日現在
第十回	七五	五	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	至昭和十四年六月三十日現在
第十一回	一五〇	一〇	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	至昭和十四年六月三十日現在
計	一五〇	一〇	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	至昭和十四年六月三十日現在

一九

九臨時資金調整法ニ基ク政府保證興業債券發行狀況

(昭和十四年六月三十日現在)

記號	發行年月日	發行額	利率	發行價格	償還期限
政府保證	一三、四一五	二〇〇〇〇	四二分	一〇〇	二八年四月五日
ろ號	一三、六一〇	二〇〇〇〇	、	、	二八年六月一〇
は號	一三、六二〇	二〇〇〇〇	、	、	二八年六月二〇
に號	一三、八一〇	三〇〇〇〇	、	、	二八年八月一〇
ほ號	一三、一三五	四〇〇〇〇	、	、	二八年十一月二五
へ號	一三、一三五	三〇〇〇〇	、	、	二八年十一月二五
さ號	一三、二二八	一五〇〇〇	、	、	二八年十二月二八
ち號	一四、二二一	三〇〇〇〇	、	、	二九年二月一
り號	一四、三一五	三〇〇〇〇	、	、	二九年三月一五
計		二三五〇〇〇			

二〇

一〇銀行債、會社債及滿洲國債發行狀況  
(自昭和十四年一月三十一日 至 六月三十日)

種類	發行額	内借換發行額	内借換發行額
會社債	六五〇一八三九〇〇	〇	〇
銀行債	三一、八五九二〇〇	二四、五〇〇〇〇	〇
滿洲國債	一〇〇〇〇〇〇〇	〇	〇
計	一〇六、八七八一〇〇〇	二四、五〇〇〇〇	〇

註一、本欄ハ内地ニ於テ引受又ハ募集セラレタルモノニシテ拂込

期日ノ到来シタルモノヲ計上セリ

二、會社債銀行債中ニハ滿洲國分ヲ含ム

二一

昭和十四年十二月四日

臨時資金調整委員會幹事

谷 委員 殿

通 知

來ル七日（木曜日）午前十時ヨリ内閣總理大臣官舎ニ於テ臨時資金調整委員會總會相開カレ候間御參集相成度候  
追而議案同封致置候尙時間勵行致度

欠





印

昭和十四年十二月二日

大藏大臣	青木一男
農林大臣伯爵	酒井忠正
商工大臣	伍堂卓雄
拓務大臣	金光庸夫

臨時資金調整委員會會長

阿部信行殿

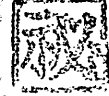
別紙及諸問候也

臨時資金調整委員會第六回會議日程

(昭和十四年十二月七日)

- 第一 專業資金調整標準ニ關スル件 中改正ノ件
- 第二 臨時資金調整法ニ基ク專業資金調整標準 中改正ノ件





第一號議案  
委員會當日議案  
御持參相煩度

事業資金調整標準ニ關スル件中改正ノ件

現 行

- 一、臨時資金調整法ニ依リ
- (イ) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル資金ノ貸付
- (ロ) 社債ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱
- (ハ) 會社ノ設立、資本増加、合併又ハ目的變更
- (ニ) 第二回以後ノ株金ノ拂込徴收
- (ホ) 第四條ノ二ノ規定ニ基キ許可ヲ受クベキ事業設備ノ新設擴張又ハ改良
- (ヘ) 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ

改正案 (傍線ハ改正箇所)



取扱ヲ爲サシメズシテ爲ス社債ノ募集

ニ關シテ政府ガ許可又ハ認可ヲ爲ス場合ノ標準並ニ金融機關又ハ證券引受業者ガ前掲(イ)及(ロ)ニ付テ自治的調整ヲ爲ス場合ノ基準ハ差當リ別冊事業資金調整標準ニ依ルモノトス

二、別冊事業資金調整標準ハ

- (1) 軍需トノ關係
- (2) 國際收支改善トノ關係
- (3) 現在ノ生産能力其ノ他ノ事情

- 二、別冊事業資金調整標準ハ
- (1) 生産力擴充計畫トノ關係
- (2) 軍需トノ關係
- (3) 國際收支改善トノ關係
- (4) 現在ノ生産能力、原材料ノ關係其ノ他ノ事情

ヲ稱ヘ各種事業ヲ

甲、軍需ニ直接關係アル産業及之ト密接ナル關係ニ在ル基礎産業ニシテ現在事業設備不足シ又ハ時局ノ關係上需要激増シ其ノ結果事業設備ノ不足ヲ來スベシト豫想セラレ從ツテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスルモノ

乙、甲及丙ニ屬セザル産業又ハ事業ニシテ場合ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲ス必要アルモノ

ヲ稱ヘ各種事業ヲ

甲、(イ) 生産力擴充計畫産業並兵器(部分品ヲ含ム)製造業及航空機(部分品及附屬品ヲ含ム)製造業

(ロ) 生産力擴充計畫及軍需ニ密接ナル關係ヲ有スル産業ニシテ今後事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスルモノ

乙、甲及丙ニ屬セザル産業又ハ事業ニシテ場合ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲ス必要アルモノ(工業ノ性質ニ應ジイ)

(ロ) (ハ)ノ三段階ニ分ツ

三

丙、生産力過剩ナル産業、奢侈品其ノ他當面國家全般ノ見地ヨリ見テ必要ノ度薄キ物品ニ關スル産業ハ勿論此ノ際トシテ差控フルモ已ムヲ得ザル事業ニシテ差當リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スヲ適當ナラズト認ムルモノ

ノ三種ニ大別シ更ニ各種別ノ中ニ於テ各事業ノ性質ニ應ジ甲ヲ二段階、乙ヲ三段階ニ區別シタルモノトス

三、金融機關及證券引受業者ノ自治的審査調整ハ左記ニ依ルモノトス

(1) 事業ノ運轉資金ノ貸付ニ付

丙、生産力過剩ナル産業、奢侈品其ノ他當面國家全般ノ見地ヨリ見テ必要ノ度薄キ物品ニ關スル産業ハ勿論此ノ際トシテ差控フルモ已ムヲ得ザル事業ニシテ差當リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スヲ適當ナラズト認ムルモノ

ノ三種ニ區別シタルモノトス

削除

テハ從來ノ通取扱トシテ差支ナキコト

(2) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲メ資金ノ貸付及社債ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ハ別冊事業資金調整標準ヲ次ノ方針ニ依リ具體的ノ場合ニ適用シテ之ヲ取扱フコト但シ一件ノ金額三萬圓未満ノモノニ付テハ各自ノ任意ニ取扱ヒテ差支ヘナキコト

一、別冊事業資金調整標準中  
甲類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ努メテ優先的取扱ヲ爲スコト但シ(イ)

(1) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲メ資金ノ貸付及社債ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ハ別冊事業資金調整標準ヲ次ノ方針ニ依リ具體的ノ場合ニ適用シテ之ヲ取扱フコト但シ一件ノ金額三萬圓未満ノモノニ付テハ同様ノ趣旨ニ基キ適宜ニ取扱ヒテ差支ヘナキコト



ニ屬スルモノハ(一ロ)ニ屬  
スルモノト優先セシムベク  
猶ホ

A(一イ)ニ屬スルモノニ關  
シテハ一件ノ金額二百萬  
圓ヲ超ユルトキ  
B(一ロ)ニ屬スルモノニ關  
シテハ一件ノ金額七十萬  
圓ヲ超ユルトキ  
ハ日本銀行本店又ハ支店ニ  
協議スルコト

(二) 別冊事業資金調整標準中  
乙類ニ屬スル事業ニ關スル  
モノニ付テハ其ノ事業ガ

A(一イ)ニ屬スルモノニ關  
シテハ一件ノ金額三十萬  
圓ヲ超エザル場合ニハ大  
體甲ノ(一ロ)ニ準ジ取扱  
ヒテ差支ヘナキコト一件  
ノ金額三十萬圓ヲ超ユル  
トキハ日本銀行本店又ハ  
支店ニ協議スルコト  
B(一ロ)ニ屬スルモノニ關  
シテハ之ニ對シ貸付等ヲ  
爲スヲ適當ト認ムルモノ  
ニ付テハ日本銀行本店又  
ハ支店ニ協議ノ上之ヲ爲  
シ差支ヘナキコト

A(一イ)ニ屬スルモノニ關  
シテハ一件ノ金額五十萬  
圓ヲ超ユルトキ  
B(一ロ)ニ屬スルモノニ關  
シテハ一件ノ金額二十萬  
圓ヲ超ユルトキ

A(一イ)ニ屬スルモノニ關  
シテハ一件ノ金額十萬圓  
ヲ超エザル場合ニハ大體  
甲ノ(一ロ)ニ準ジ取扱ヒ  
テ差支ヘナキコト一件ノ  
金額十萬圓ヲ超ユルトキ  
ハ日本銀行本店又ハ支店  
ニ協議スルコト

但シ此ノ場合日本銀行支店ニ於テ疑義アルトキハ本店ト打合スベキコト

G、(ハ)ニ屬スルモノニ關シテハ大體貸付等ヲ差控フルヲ可トスルモ之ヲ爲スヲ必要ト認ムル事情アル場合ハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト此ノ場合日本銀行支店ハ本店ト打合スベキコト

(三) 別冊事業資金調整標準中  
丙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ貸付等ヲ差控

フルコト但シ特殊ノ事情ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲ス必要アリト認ムルモノアルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

(四) 別冊事業資金調整標準中  
甲類又ハ乙ノ(イ)ニ屬ス

(四) 別冊事業資金調整標準中  
甲類又ハ乙ノ(イ)ニ屬スル事業ニ關スルモノト雖モ事務所、青年學校、寄宿舎等生産ニ直接關係ナキ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ對スルモノニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

(五) 現行(四)ニ同ジ



ル事業ニ關スルモノト雖モ  
當該事業設備ノ新設、擴張  
若ハ改良ニ著シク長期間ヲ  
要シ從ツテ差當リ急速ニ效  
果ヲ期待シ得ズト認メラル  
ルトキハ日本銀行本店又ハ  
支店ニ協議スルコト

(五) 別冊事業資金調整標準中  
乙ノ(ロ)、(ハ)及ビ丙  
ニ屬スル事業ニ關スルモノ  
ニ付テモ事業設備ノ新設、  
擴張又ハ改良ニ依リ直接輸  
出ヲ増進セシメ差當リ國際  
收支ノ改善ニ資スルコトヲ  
得ベキモノト認メタルトキ

(六) 現行(五)ニ同シ

又ハ重要農林水産物増産計  
畫ノ遂行ニ直接必發ナリト  
認メタルトキハ日本銀行本  
店又ハ支店ニ協議ノ上特別  
ニ便宜ノ取扱ヲ爲シ差又ナ  
キコト

(六) 別冊事業資金調整標準中  
乙ノ(ハ)及ビ丙ニ屬スル  
事業ニ關スルモノニ付テモ  
事業ノ運轉ニ支障ヲ來サザ  
ル爲ニスル程度ノ設備ノ改  
良又ハ店舗、工場、事務所  
等ノ安全及保健上ノ見地ヨ  
リ必要ナル改良並ニ災害ニ

(七) 別冊事業資金調整標準中  
乙ノ(ハ)及ビ丙ニ屬スル  
事業ニ關スルモノニ付テモ  
事業ノ運轉ニ支障ヲ來サザ  
ル爲ニスル程度ノ設備ノ改  
良又ハ店舗、工場、事務所  
等ノ安全及保健上ノ見地ヨ  
リ必要ナル改良並ニ災害ニ



ル設備ノ復舊ニ付テハ同  
 標準ノ分類ニ拘ラズ特別ノ  
 取扱ヲ爲スコト但シ一件ノ  
 金額五萬圓ヲ超ユル貸付ニ  
 付テハ日本銀行本店又ハ支  
 店ニ協議スルコト

(七) 地方公共團體ノ事業、國  
 家ガ補助金助成金又ハ獎勵  
 金ヲ交付スル事業、政府ガ  
 資金ノ調達ヲ承認シタル事  
 業若ハ政府ガ事業ノ遂行ヲ  
 承認シタル事業ニ付テハ別  
 冊事業資金調整標準ノ分類  
 ニ拘ラズ特別ノ取扱ヲ爲ス

依ル設備ノ復舊ニ付テハ日  
 本銀行本店又ハ支店ニ協議  
 ノ上特別ノ取扱ヲ爲スコト

(八) 現行(七)ニ同ジ

コト尙政府資金ヲ融通シタ  
 ル事業ニ付テハ該融通資金  
 ニ付亦同様トスルコト

(八) 朝鮮、臺灣其ノ他ノ外地  
 ニ於ケル事業ニ關スルモノ  
 ニ在リテハ前掲ノ方針ニ依  
 ラズ各外地ノ標準ニ依ルコ  
 ト

(九) 滿洲及海外ニ於ケル事業  
 ニ關スルモノニ付テ特別ノ  
 事情ニ依リ前掲ノ方針ニ依  
 ルヲ不適當ト認メタルトキ  
 ハ日本銀行本店又ハ支店ニ  
 協議ノ上特別ノ取扱ヲ爲ス

(九) 現行(八)ニ同ジ

(十) 現行(九)ニ同ジ



コト  
(6) 日本銀行の金融機關又ハ證券引受業者ヨリ協議ヲ受ケタルモノノ内

(一) 別冊專業資金調整標準中  
甲類ニ屬スル專業ニ關スルモノニ付國際收支ニ及ボス影響等ノ上ニ於テ特ニ支障アリト認めラレ從ツテ資金ノ貸付又ハ社債ノ應募・引受若ハ募集ノ取扱ヲ差控フルヲ可ト認ムルモノ  
(二) 別冊專業資金調整標準中丙類ニ屬スル專業ニ關スル

(2) 現行(3)ニ同シ

モノニ付特殊ノ事情ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲ス必要アリト認めラルルモノ

(三) 三ノ(2)ノ(九)ニ依リ協議ヲ受ケタルモノ

(四) 其ノ他專業ノ重要ナルモノ

ニ付テハ臨時資金審査委員會ノ意見ヲ徵シタル上其ノ意見ニ從ヒ同意又ハ不同意ノ回答ヲ爲スベキコト

四、日本銀行ハ  
(イ) 會社ノ設立、資本増加、合併又ハ目的變更

(三) 三ノ(1)ノ(十)ニ依リ協議ヲ受ケタルモノ

(ロ) 第二回以後ノ株金ノ拂込徴  
收

(ハ) 第四條ノ二ノ規定ニ基キ許  
可ヲ受クベキ事業設備ノ新設  
擴張又ハ改良

(ニ) 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ  
取扱ヲ爲サシメズシテ爲ス社  
債ノ募集又ハ

(ホ) 自治的調整ヲ爲サザル金融  
機關又ハ證券引受業者ノ貸付  
若ハ社債ノ應募、引受若ハ募  
集ノ取扱ニ付テ別冊事業資金  
調整標準ヲ次ノ方針ニ依リ具  
體的ノ場合ニ適用シ認可又ハ

許可ノ手續ヲ爲スモノトス

(1) 別冊事業資金調整標準中

甲類ニ屬スル事業ニ付テハ  
國際收支ニ及ボス直接ノ影  
響等ノ上ニ於テ特ニ支障ア  
リト認メタルトキノ外ハ認  
可又ハ許可ノ手續ヲ爲スコ  
ト事業ノ重要ナルモノ及不  
許可又ハ不認可ノ處分ヲ爲  
スモノニ付テハ臨時資金審  
査委員會ノ議ニ附スベキコ  
ト

(2) 別冊事業資金調整標準中

乙類ニ屬スル事業ニ付テハ

(2) 別冊事業資金調整標準中

乙類ニ屬スル事業ニ付テハ

軍需トノ關係、國際收支改善トノ關係、資金ノ狀況當該事業ノ所要資材ノ需給狀況等ヲ勘案シ適當ト認メタルトキニ限り認可又ハ許可ノ手續ヲ爲スコト專案ノ重要ナルモノニ付テハ臨時資金審査委員會ニ附議スベキコト

(8) 別冊專業資金調整標準中丙類ニ屬スル事業ニ付テハ特別ノ事情アリ且ツ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經タルモノノ外認可又ハ許可ヲ爲

生産力擴充計畫トノ關係、軍需トノ關係、國際收支改善トノ關係、資金ノ狀況、當該事業ノ所要資材ノ需給狀況等ヲ勘案シ適當ト認メタルトキニ限り認可又ハ許可ノ手續ヲ爲スコト專案ノ重要ナルモノニ付テハ臨時資金審査委員會ニ附議スベキコト

サザルコト

(4) 以上ノ外三、ノ(2)ノ(二五)一六一一七一(八)一九一

(4) 以上ノ外三、ノ(1)ノ(一六)乃至(一十一)ヲ準用スルコト

五、政府ハ資金調整上必要アリト認ムルトキハ各種金融機關、證券引受業者、自治的調整ノ中心機關又ハ日本銀行ニ對シ本標準ノ適用ニ付テ必要ナル指示ヲ爲スコトアルベシ

六、本標準ハ差當リ適用スベキモノニシテ今後ノ情勢ノ變化ニ依ルモノハ勿論猶研究ノ結果ニ依リ隨時之ヲ變更スルモノトス

秘

第二號議案

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準中改正ノ件

第一 礦 業

採 礦 業 (一) 金 屬 採 礦 業	部 門 業 別	細 目 別	甲	乙	丙	備 考
(1) 金 礦 (砂 金 ヲ 含 ム)			○			(生 産)
(2) 銅 礦			○			
(3) 鉛 礦			○			
(4) 錫 礦 (砂 錫 ヲ 含 ム)			○			
(5) アンチモン 礦			○			
(6) 水 銀 礦			○			
(7) 亜鉛 礦			○			(生 産)
(8) 鐵 礦 (砂 鐵 ヲ 含 ム)			○			

(○) 印ハ現在  
(X) 印ハ改正案





第一工業

部門	業別	細目別	イ甲	イ乙	丙	備考
二、金属工業	(一) 製煉業	(1) 採掘、洗選、精錬、製錬、圧延、鍛造、鋳造、機械用、特殊鋼、合金鋼、鉄鋼、銅、鉛、錫、鋁、亜鉛、水銀、白金、銀、銅、鉄、鋼、品	○	○	○	
		(2) 鑄造、鍛造、機械用、特殊鋼、合金鋼、鉄鋼、銅、鉛、錫、鋁、亜鉛、水銀、白金、銀、銅、鉄、鋼、品	○	○	○	
		(3) 特殊鋼、合金鋼、鉄鋼、銅、鉛、錫、鋁、亜鉛、水銀、白金、銀、銅、鉄、鋼、品		○	○	
		(4) 特殊鋼、合金鋼、鉄鋼、銅、鉛、錫、鋁、亜鉛、水銀、白金、銀、銅、鉄、鋼、品		○	○	
		(5) 特殊鋼、合金鋼、鉄鋼、銅、鉛、錫、鋁、亜鉛、水銀、白金、銀、銅、鉄、鋼、品		○	○	
		(6) 特殊鋼、合金鋼、鉄鋼、銅、鉛、錫、鋁、亜鉛、水銀、白金、銀、銅、鉄、鋼、品		○	○	
		(7) 特殊鋼、合金鋼、鉄鋼、銅、鉛、錫、鋁、亜鉛、水銀、白金、銀、銅、鉄、鋼、品		○	○	

(二) 非金属工業

業別	細目別	イ甲	イ乙	丙	備考
(1) 採掘業	炭、石炭、石油、天然ガス、石膏、石灰石、石英、粘土、陶土、セメント、ガラス、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック、ゴム、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック	○	○	○	
(2) 製造業	炭、石炭、石油、天然ガス、石膏、石灰石、石英、粘土、陶土、セメント、ガラス、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック、ゴム、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック	○	○	○	
(3) 化学工業	炭、石炭、石油、天然ガス、石膏、石灰石、石英、粘土、陶土、セメント、ガラス、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック、ゴム、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック	○	○	○	
(4) 電気工業	炭、石炭、石油、天然ガス、石膏、石灰石、石英、粘土、陶土、セメント、ガラス、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック、ゴム、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック	○	○	○	
(5) 機械工業	炭、石炭、石油、天然ガス、石膏、石灰石、石英、粘土、陶土、セメント、ガラス、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック、ゴム、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック	○	○	○	
(6) 金属工業	炭、石炭、石油、天然ガス、石膏、石灰石、石英、粘土、陶土、セメント、ガラス、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック、ゴム、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック	○	○	○	
(7) 繊維工業	炭、石炭、石油、天然ガス、石膏、石灰石、石英、粘土、陶土、セメント、ガラス、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック、ゴム、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック	○	○	○	
(8) 食品工業	炭、石炭、石油、天然ガス、石膏、石灰石、石英、粘土、陶土、セメント、ガラス、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック、ゴム、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック	○	○	○	
(9) 医薬工業	炭、石炭、石油、天然ガス、石膏、石灰石、石英、粘土、陶土、セメント、ガラス、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック、ゴム、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック	○	○	○	
(10) 印刷工業	炭、石炭、石油、天然ガス、石膏、石灰石、石英、粘土、陶土、セメント、ガラス、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック、ゴム、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック	○	○	○	
(11) 窯業	炭、石炭、石油、天然ガス、石膏、石灰石、石英、粘土、陶土、セメント、ガラス、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック、ゴム、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック	○	○	○	
(12) 窯業	炭、石炭、石油、天然ガス、石膏、石灰石、石英、粘土、陶土、セメント、ガラス、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック、ゴム、繊維、紙、木材、皮革、ゴム、プラスチック	○	○	○	



三 機械器具工業			四 鑄物業	
(四) 化學工業用機械 裝置製造業	(三) 工作機械器具 部分品ヲ含ム 製造業	(二) 自動車用ガス發 生裝置製造業	(九) 採鑛、鑄鋼及製 鍊機械器具製造 業	(八) 自動器具工業
(4) 其 他	(2) 工具及刀 具類	(1) 金工機 械	(2) 可鍛鐵鑄物	(1) 銑鐵鑄物 (二) 機械用 モノ
(イ) 甲ノイニ 同ス ナルモノ ニ必要	X	X	X	X
	X	O	O	O
	O		X	X
			O	O
				O
				O

(イ) 廢止ノ區分  
(二) 生擴

四 非鐵金屬材料 品製造業										
(五) 鐵	(四) 鋼 合金	(三) 白 鐵 合金	(二) 青銅 合金	(一) 黃銅 合金	(六) アルミ ニウム	(七) ニッケ ル	(八) 鉍 鉛	(九) 銅	(十) マグ ネシウム	(十一) アル ミニウム
		X							O	O
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O

(生擴)







大電氣及瓦斯業		工業製造業		電氣供給事業	
(2) 其 ノ 他	(1) 業 ニ 必 要 ナ ル モ ト ノ 供 給 ス	甲 ニ 屬 ス ル 事 業	乙 ニ 屬 ス ル 事 業	(イ) 硫 安	(ロ) 過 燐 酸 石 灰
	X	O	O	O	
			X	X	
X					O
					X

(イ) 農林、商工  
兩省ノ承認ヲ  
得タルモノニ  
限ルヲ削ル  
(生嶺)

(1) (2)ノ區分  
ヲ廢止

(イ) 二農藥品製 造業	(ロ) 人造ゴム及再生 ゴム製造業	(ハ) 石油精製業	(ニ) 人造石油(頁岩 油ヲ含ム)製造 業	(ホ) コークス及コ ークス分溜物 製造業	(ヘ) 自代用液體燃料製 造業	(ニ) バルブ製造業	(イ) 肥料製造業
(1) 人造 ゴム	(2) 再生 ゴム	(1) 人造石油 (頁岩油ヲ含ム)	(2) 鐵 物 質 ノ モ ト	(1) 生 嶺	(2) 生 嶺	(1) 生 嶺	(1) (2)ニ區分 新 設
O	O	O	O	X	O	O	O
						X	O





秘

参考

議案要旨説明

一、最近ニ於ケル金融情勢ニ順ミ臨時資金調整法ノ適用ヲ以ムルノ必要ヲ認メ茲ニ「事業資金調整標準ニ關スル件」及「臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準」ヲ改正セントス

二、「事業資金調整標準ニ關スル件」及「臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準」ノ改正要旨左ノ如シ

(1) 現在甲ニハ「單獨ニ直接關係アル産業及之ト密接ナル關係ニ在ル基礎産業」ニシテ現在事業設備不足シ又ハ時局ノ關係上需要激増シ其ノ結果事業設備ノ不足ヲ來スベシト豫想セラレ從ツテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスルモノ」ヲ屬セシメ之

ヲ事業ノ性質ニ應ジ(イ)(ロ)ノ二段階ニ區別シ居ル處之ヲ改正シ

甲ノ(イ)ニハ生産力補充計畫産業並兵器(部分品ヲ含ム)製造業及航空機(部分品及附屬品ヲ含ム)製造業ヲ屬セシメ  
甲ノ(ロ)ニハ生産力補充計畫及軍需ニ密接ナル關係ヲ有スル産業ニシテ今後事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスルモノ

ヲ屬セシムルコト

(2) 現在既ニ事業設備ノ新設、擴張ヲ見タル結果今後其ノ新設、擴張ヲ必要トセサル産業及原材料ノ關係等ヨリ考ヘ此ノ際事業設備



備ノ新設、擴張ヲ爲サシメザルヲ適當ト認メラルル産業ニ付テハ其ノ標準ヲ適當ニ引下グルコト

(3) 金融機關ヨリノ貸付ノ自由限度ヲ

甲ノ(イ)ニ關シテハ五十萬圓

甲ノ(ロ)ニ關シテハ二十萬圓

乙ノ(イ)ニ關シテハ十萬圓

トスルコト 尤モ事業資金調整標準中甲ノ(イ)(ロ)又ハ乙ノ(イ)ニ屬スル事業ニ關スルモノト雖モ事務所、青年學校、寄宿舎等生産ニ直接關係ナキ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ對スル貸付ニ付テハ日本銀行ニ協議スルコトヲ要スルコト

(4) 事業資金調整標準中乙ノ(ハ)及丙ニ屬スル事業ニ關スルモノ

ニ付テモ事業ノ運轉ニ支障ヲ來サザル爲ニスル程度ノ設備ノ改良又ハ店舗、工場、事務所等ノ安全及保衛上ノ見地ヨリ必要ナル改良竝ニ災害ニ依ル設備ノ復舊ニ對スル貸付ニ付テハ特別ノ取扱ヲ爲スコト、スルモ此ノ點ニ付テ從來存シタル自由貸付ノ限度ヲ徹越シ一件ノ金額五萬圓以下ノ貸付ニ付テモ日本銀行ニ協議スルコトト爲シタルコト

昭和十五年五月十四日  
臨時資金調整委員會

昭和十五年五月十四日

大藏省理財局長 相田岩



谷季負殿

拜啓時下愈々御清祥之段奉賀候陳者昭和十五年自一月至三月中臨時資金調整法施行狀況一部御送付申上候條御查收相成度候  
追而御不審ノ點ハ大藏省理財局ニ御問合被下度

昭和十五年四月

昭和十五年自一月至三月臨時資金調整法施行狀況

大藏省理財局長  
大藏省銀行局長



目 次

一、資金調整ヲ自治的ニ行フ金融機關……………一

二、專業設備資金ノ調整標準別貸付状況……………二

    (1) 昭和十五年自一月……………二

    (2) 自昭和十二年九月廿七日……………三

    (3) 至全十五年三月卅一日……………三

三、專業設備資金ノ專業別貸付状況……………四

    (1) 昭和十五年自一月……………四

    (2) 自昭和十二年九月廿七日……………五

    (3) 至全十五年三月卅一日……………五

四、臨時資金調整法第四條、第四條ノ二及第八條ニ基ク申請事項取扱件数及金額……………六

    (1) 總取扱件数並ニ金額……………六

    (2) 認可又ハ許可セラル件数並ニ金額……………七

    (3) 不認可又ハ不許可トセル件数並ニ金額……………八

五、臨時資金調整法第四條、第四條ノ二及第八條ニ依リ認、許可アリタル金額中設備資金ニ充當セラルモノノ業種別並ニ專業標準別……………九

    (1) 昭和十五年自一月……………九

    (2) 自昭和十二年九月廿七日……………一〇

    (3) 至全十五年三月卅一日……………一〇

六、臨時資金審査委員會審査状況……………一一

    (一) 會議……………一一

    (二) 審査委員會付議決定件数……………一二

    (三) 臨時資金調整法第四條、第四條ノ二及第八條ニ依ル申請事項……………一二

    (4) 認可又ハ許可ノ件数並ニ金額……………一二

    (5) 不認可又ハ不許可ノ件数並ニ金額……………一三

    (6) 臨時資金調整法第二條ニ依ル申請事項(有價證券募集ノ取扱)ノ件数並ニ金額……………一四

    (7) 自治行政ヲ行フモノヨリノ協議事項……………一四





(イ) 同意セザリシモノノ件數並ニ金額。……………一四  
 (ロ) 同意セザリシモノノ件數並ニ金額。……………一五  
 七 金融機關ノ貸付、臨時資金調整法第四條、第四條ノ二及第八條ニ  
 依ル申請ノ認、許可及他官廳ヨリノ協議ニ同意セル專業設備資金  
 額。……………一六  
 (ハ) 昭和十五年自一月。……………一六  
 (ニ) 自昭和十二年九月廿七日。……………一七  
 至全十五年三月卅一日。……………一七  
 八 臨時資金調整法ニ依ル割増金附貯蓄債券發行狀況。……………一八  
 九 臨時資金調整法ニ依ル政府保證附興業債券發行狀況。……………二〇  
 十 銀行債、會社債及滿洲國債發行狀況。……………二一

一 資金調整ヲ自治的ニ行フ金融機關  
 (昭和十五年三月末現在)

金融機關別	總數	内自治的調整ヲ爲ス者	自治的資金調整團體
特別銀行	六	六	ナシ
農工銀行	五	五	農行銀行同盟會
農業組合中央金庫 及信用組合聯合會	四八	四八	農業組合金融統制團
商工組合中央金庫	一	一	ナシ
普通銀行	二九八	二九七	地方資金自治調整銀行團 (十七地方)
外國銀行内地支店	一六	五	全國貯蓄銀行協會
貯蓄銀行	七〇	七〇	信託協會
信託會社	二八	二七	證券引受會社協會
證券引受業者	八	八	生命保險會社協會
生命保險會社	三二	二九	損害保險自治協議會
損害保險會社	四八	四八	
計	五六〇	五四四	





二 專業設備職金ノ調整標準別貸付狀況  
 (1) 昭和十五年自三月

(單位千圓)

金融機關別	甲			乙			丙類合計	百分比
	イ	ロ	計	イ	ロ	計		
銀行	1,218,700	3,331,213	4,550,000	6,930,000	1,173,000	8,103,000	1,261,100	86.8
信託會社	110,000	1,330,000	1,440,000	1,995,000	326,000	2,321,000	166,400	11.1
保險會社	1	200	200	1	1	2	200	0.1
其ノ他	3,332	1	3,333	1	22,216	23,217	6,736	0.4
合計	1,332,033	4,661,214	6,000,000	9,927,000	1,521,217	11,448,217	1,634,436	100.0
百分比	22.2	77.8	100.0	86.8	13.2	100.0	100.0	100.0

5) 自昭和十五年三月三十一日

(單位千圓)

金融機關別	甲			乙			丙類合計	百分比
	イ	ロ	計	イ	ロ	計		
銀行	1,100,000	3,700,000	4,800,000	6,600,000	1,100,000	7,700,000	1,100,000	100.0
信託會社	2,000,000	1,000,000	3,000,000	3,000,000	1,000,000	4,000,000	4,000,000	100.0
保險會社	100,000	100,000	200,000	100,000	100,000	200,000	200,000	100.0
其ノ他	100,000	100,000	200,000	100,000	100,000	200,000	200,000	100.0
合計	1,500,000	5,800,000	7,300,000	10,700,000	3,300,000	14,000,000	14,000,000	100.0
百分比	20.7	79.3	100.0	76.4	23.6	100.0	100.0	100.0

三、事業設備資金ノ事業別貸付状況  
(4) 昭和十五年自一月至三月

業態別	銀行	信託會社	保險會社	其ノ他	合計	百分比
鑛業	三九七九一	三九六五	—	—	四三、七五六	一〇〇.〇
工業	一六六六三二	二二八九八	—	—	一、七九、〇〇〇	四〇.〇
農林業	—	—	—	—	—	〇.〇
水産業	—	—	—	—	—	〇.〇
交通業	三、〇〇〇	—	—	—	三、〇〇〇	一〇〇.〇
商業	—	—	—	—	—	〇.〇
雜業	六、七〇〇	—	—	—	六、七〇〇	一〇〇.〇
其ノ他ノ事業及施設	—	—	—	—	—	〇.〇
合計	三、〇〇〇	三、〇〇〇	—	—	三、〇〇〇	一〇〇.〇

(單位千圓)

自昭和十五年三月三十一日

(單位千圓)

業態別	銀行	信託會社	保險會社	其ノ他	合計	百分比
鑛業	4,470.1	4,365.2	—	—	8,835.3	100.0
工業	1,666.3	2,289.8	—	—	3,956.1	44.5
農林業	—	—	—	—	—	0.0
水産業	—	—	—	—	—	0.0
交通業	3,000.0	—	—	—	3,000.0	33.9
商業	—	—	—	—	—	0.0
雜業	6,700.0	—	—	—	6,700.0	75.9
其ノ他ノ事業及施設	—	—	—	—	—	0.0
合計	15,836.4	15,836.4	—	—	15,836.4	100.0

三

四臨時資金調整法第四條、第四條ノ二及第八條ニ基ク申請事項取扱件  
 数並ニ金額

(1) 總取扱件数並ニ金額

申請事項別	件数		金額	
	昭和十五年 自一月 至三月	自五月 至九月 卅日	昭和十五年 自一月 至三月	自五月 至九月 卅日
自己資金等ニ依ル事業設備 (第二項第二號關係)	四三五	三三八五	一八五七三四	二五二九八五八
株金拂込催告	二五六	二二七一	四六〇三四九	二六九六〇五六
資本金増加	一一六	一二七一	三三三二六三	三八六六四〇八
會社設立	五七	七三〇	一四九四一六	二四二八〇一一
會社合併	二七	二三八	五五五五九	二三五二〇二七
社會債募集	二	一五	一一〇〇	一三五〇〇
社債變更	二〇九	一〇四五	一	一
目的變更	一一二	九〇五五	一	一
合計	一一二	九〇五五	一	一

六

(2) 認可又ハ許可セラル件数並ニ金額

申請事項別	件数		金額	
	昭和十五年 自一月 至三月	自五月 至九月 卅日	昭和十五年 自一月 至三月	自五月 至九月 卅日
自己資金等ニ依ル事業設備 (第二項第二號關係)	五八九	三二八七	一七八九三二	二四六七六一
株金拂込催告	二二二	二二六五	四二九三九一	二六四一九八五
資本金増加	八六	一〇九九	三〇四三六三	三六三九一五八
會社設立	四七	六七四	一三三六六六	二二三六七一
會社合併	二二	二〇五	五四二七五四	二二六三〇七七
社會債募集	一	一四	一〇〇〇	一三四〇〇
社債變更	一八四	九九二	一	一
目的變更	九四〇	八四三六	一	一
合計	九四〇	八四三六	一	一

七

〇 四 一 一 七 六 二



(ハ)不認可又ハ不許可トセル件数並ニ金額

申請事項別	昭十五年		昭十五年	
	自一月至三月	自一月至三月	自一月至三月	自一月至三月
自己資金等ニ依ル事業設備(第二項第二號關係)	四六	一九八	六八〇二	六二、二四七
株金拂込催告	四四	一〇六	三〇九五八	五四〇七一
資本増加	四〇	一七二	二八八〇〇	二二七、二五〇
會社設立	一〇	五六	一五七五〇	九一、三〇〇
會社合併	六	三三	一、八〇五	八八、九五〇
社債募集	一	一	一〇〇	一〇〇
目的變更	二五	五三	一	一
合計	一七二	六一九	一	一

八

備考

右(ハ)ノ外申請計畫ヲ縮少又ハ取止メセシメタルモノ

計畫ヲ縮少又ハ取止メセシメタルモノ	昭十五年		昭十五年	
	自一月至三月	自一月至三月	自一月至三月	自一月至三月
	八	六四四	一一、七二六	一〇、一七九七六

九

五臨時資金調整法第四條、第四條ノ二及第八條ニ依リ、許可アリタル金額中設備資金ニ充當セラルルモノノ業態別並ニ調整標準別

(昭和十五年)自一月至三月

(單位千圓)

業態別	調整標準別		計	丙類	合計	百分比
	甲類	乙類				
礦業	五四七八一	二〇五八	一四八	三一九六	三六九七七	一六・九
工業	一八二四六六	二七八三七	一六五五五	六八七〇	二三九〇一八	七〇・七
林業						
水産業						
交通業	一五九三七	六五二〇	三六八九	七三二	二〇七三	〇・八
商業						
其他ノ事業及施設						
合計	二二一八四	三七五五九	二五一一〇	四六八八	一七三二六	一〇〇・〇

10

(昭和十五年)自一月至三月三十一日

(單位千圓)

業態別	調整標準別		計	丙類	合計	百分比
	甲類	乙類				
礦業	六二四〇六	七七一八	四七一	六八九	二四	六三・九
工業	一九二七二九	一七九九八	七〇七三四	七二八二二	一七〇〇一	〇・二
林業						
水産業						
交通業	二四四二二	一八四三四	七六八五	九六	二六二二	〇・六
商業	一三七一六			九六	二六二二	〇・六
其他ノ事業及施設						
合計	二八〇六九	三六七五五	二七二五七	一四四一九	四一七〇六	一〇〇・〇

11



大臨時資金審査委員会審査状況

一 會議

(1) 昭和十五年自一月至三月

(2) 自昭和十五年三月三十一日至三月三十一日

(3) 審査委員会附議決定件数

(4) 臨時資金調整法第四條、第四條ノ二及第八條ニ依ル申請事項

(5) 認可又ハ許可ノ件数及ニ金額

申請事項別	件数		金額	
	昭和十五年自一月至三月	昭和十五年自三月三十一日至三月三十一日	昭和十五年自一月至三月	昭和十五年自三月三十一日至三月三十一日
自己資金等ニ依ル事業設備(等)第二項第二號關係	二二二	一五〇一	一三九一〇四	一七四八五六二
株金拂込催告	一一三	八二〇	三九六三七六	一九二六五三七
資本増加	七一	六八八	三〇三二五六	三三二五四五七
合計	三九二	二九八九	一八八〇六六	三〇一八五六二

申請事項別	件数		金額	
	昭和十五年自一月至三月	昭和十五年自三月三十一日至三月三十一日	昭和十五年自一月至三月	昭和十五年自三月三十一日至三月三十一日
自己資金等ニ依ル事業設備(等)第二項第二號關係	四〇	三六三	一〇八六六六	一〇一八五六二
株金拂込催告	一一	一七六	五四二七五四	二一六三〇九三
資本増加	一〇	三七一	一〇〇〇	九七九〇〇
合計	六一	五七六	一一八六六六	一三二六三五六

認可又ハ許可ノ件数及ニ金額

申請事項別	件数		金額	
	昭和十五年自一月至三月	昭和十五年自三月三十一日至三月三十一日	昭和十五年自一月至三月	昭和十五年自三月三十一日至三月三十一日
自己資金等ニ依ル事業設備(等)第二項第二號關係	四三	一九六	六七四七	六二〇九二
株金拂込催告	四〇	一〇四	三〇八九八	五三八六一
資本増加	一〇	一七二	二八八〇〇	二二七二五〇
合計	九三	三七二	一五七五〇	一三六〇六三

會計	目的變更	社債募集	會社合併
一七〇	二五	一	六
六一〇	四八	一	三三
		一〇〇〇	一一八〇五
		一〇〇〇	八八九五二

臨時資金調整法第二條ニ依ル申請事項（有假證券募集ノ取扱）ノ件數並ニ金額（施行以來）

許可 二件 一〇、八〇〇千圓

不許可 一件 一、〇〇〇千圓

自治調整ヲ行フモノヨリノ協議事項

同意セルモノノ件數並ニ金額

銀行	協議者別		金額
	件	數	
四四	昭和十五年自一月至三月	三	一〇、三八七五
	昭和十五年自三月至九月廿七日	三	一、六三二九八

合計	協議者別			
	銀行	信託會社	保險會社	其他
六一	一二	四	一	一
五二九	六五	四五	一四	九
三四五七五九	二二七五〇〇	一、三八四	一	一、三〇〇〇〇
二八七六〇〇〇	一〇、八九七四	九七五七一	一、〇三九	四四九〇二

同意セザリシモノノ件數並ニ金額

合計	協議者別		金額
	銀行	信託會社	
四	一	一	四七三五
二〇	一五	三	四七三五
四七三五	七六九一	一	一、九〇〇
一、四四一	一、八五〇	一	一、四四一

一五

金融機關ノ貸付、有價證券ノ募集、臨時資金調整法第四條、第四條ノ二第八條ニ依ル申請  
 七ノ認、許可及他官廳ヨリノ協議ニ同意セル事業設備資金額  
 (1) 昭和十五年 自一月至三月  
 (單位千圓)

業態別	金融機關ノ貸付ケタルモノ	有價證券ノ募集ニ依リタルモノ	調整法第四條ノ二、第八條ニ依リシタルモノ	他官廳ヨリノ協議ニ同意セルモノ	合計	百分比
鑛業	四三七六六	一	五六九七	一	一〇〇九三	一一・三
工業	一五九二〇六	七五〇〇〇	二二九一八	六四一〇	九七三三八	六四・二
農林業	二四四	一	二一八	一	四六三	一
水産業	九〇	一	一〇〇	一	一九一	〇・三
交通業	三六七一	五〇〇〇〇	二六七〇八	一八八	一四六三三	一・八
商業	二三八	一	一〇八八	一〇六三	九三九	一・一
雜業	七九三〇九	一	一〇九八	一	八一三	六・一
其他ノ事業及施設	四三一	一	三三三	一	一〇六五	一・二
合計	三六〇一五	一四七〇〇	三三、〇六七	九、〇八六	八九、一六八	一〇〇・〇

(2) 自昭和十二年九月二十七日  
 同十五年三月三十一日

(單位千圓)

業態別	金融機關ノ貸付ケタルモノ	有價證券ノ募集ニ依リタルモノ	調整法第四條ノ二、第八條ニ依リシタルモノ	他官廳ヨリノ協議ニ同意セルモノ	合計	百分比
鑛業	五四九〇一八	一〇〇〇	六三、二一九	五、〇〇六	一、一八七、四四	一一・九
工業	一、七七八、三六	四〇、三七八	二八、一五九、三七	八、七三九、一	六、〇八五、四八二	六九・九
農林業	三三、一五	一	九、一三三	一	一、二四三、八	〇・一
水産業	三、〇三三	一	二、六二九	六九	五、六七一、二	〇・六
交通業	三、六〇一、二七	二、六六〇〇〇	九、〇三、二七	三、四三、〇	一、四三六、八四	一六・四
商業	七三、八一八	一	九、六〇六、九	二、七〇、二	一、九三、八九九	二・一
雜業	一、八五九、八八	一〇〇〇	四、六四四、九	一	二、三四一、三三	二・九
其他ノ事業及施設	二、一五〇、七五	八、五七四、〇	一、五三〇、七	五〇、二六	三、一九四、八	三・九
合計	三、三九五、七四九	七、三九五、一八	四、一四、八四二	九、五三三、〇	六、二三四、三九	一〇〇・〇



八臨時資金調整法ニ依ル割増金附貯蓄債券發行状況  
 (自昭和十五年三月三十一日)  
 至全

記號	額面	賣出價格	發行額	賣出價格	賣出期間
第一回	一五〇	一〇	一五〇〇〇	一〇〇〇	至自 三三 三三
第二回	〃	〃	一五〇〇〇	一〇〇〇	至自 三三 三三
第三回	〃	〃	一五〇〇〇	一〇〇〇	至自 三三 三三
第四回	〃	〃	一五〇〇〇	一〇〇〇	至自 三三 三三
第五回	七五	五	一五〇〇〇	一〇〇〇	至自 三三 三三
第六回	一五〇	一〇	一五〇〇〇	一〇〇〇	至自 三三 三三
第七回	七五	五	一五〇〇〇	一〇〇〇	至自 三三 三三
第八回	七五	五	一五〇〇〇	一〇〇〇	至自 三三 三三
第九回	〃	〃	一五〇〇〇	一〇〇〇	至自 三三 三三
第十回	〃	〃	一五〇〇〇	一〇〇〇	至自 三三 三三

第十一回	第十二回	第十三回	第十四回	第十五回	第十六回	計
一五〇	〃	〃	〃	〃	〃	一五〇
一〇	〃	〃	〃	〃	〃	一〇
四五〇〇〇	一五〇〇〇	四五〇〇〇	六〇〇〇〇	一五〇〇〇	四一五〇〇	四一五〇〇
三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	三〇〇〇〇	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	二七五〇〇	二七五〇〇
至自 四四	至自 四四	至自 四四	至自 四四	至自 四四	至自 四四	至自 四四
六六三〇五	六六三〇五	九三〇〇五	二二二一一	三三二六五	三三二六五	六六三〇五

種 類	發 行 高	備 考
(日本)		
銀行債	一〇九、七五、〇〇〇	
會社債	一、〇〇〇、〇〇〇	
特殊會社債	六五、〇〇〇、〇〇〇	
一般會社債	五五、〇〇〇、〇〇〇	
小計	二二九、七五、〇〇〇	
(滿洲)		
國債		
銀行債		
官社債	二、〇〇〇、〇〇〇	
日滿法人債		
在滿日本會社債	五八、〇〇〇、〇〇〇	
小計	七八、〇〇〇、〇〇〇	
借換發行高	八、〇〇〇、〇〇〇圓	

七 銀行債、會社債及滿洲國債發行狀況  
(昭和十五年甲)

記 號	發行年月日	發行總額	利率	發行價格	償還期
政府保證	一三、五一、五	二〇〇、〇〇〇	四分二	百圓二行圓	二八、二一、五
〃	一三、六一、〇	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	二八、六一、〇
〃	一三、六二、〇	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	二八、六二、〇
〃	一三、八二、〇	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	二八、八二、〇
〃	一三、九二、〇	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	二八、九二、〇
〃	一四、〇二、〇	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	二九、〇二、〇
〃	一四、一五、〇	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	二九、一五、〇
〃	一四、二五、〇	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	二九、二五、〇
〃	一四、三五、〇	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	二九、三五、〇
〃	一四、四五、〇	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	二九、四五、〇
〃	一四、五五、〇	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	二九、五五、〇
〃	一五、〇五、〇	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	三〇、〇五、〇
〃	一五、一五、〇	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	三〇、一五、〇
〃	一五、二五、〇	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	三〇、二五、〇
〃	一五、三五、〇	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	三〇、三五、〇
〃	一五、四五、〇	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	三〇、四五、〇
〃	一五、五五、〇	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	三〇、五五、〇

九 臨時資金調整法ニ依ル政府保證附與債券發行狀況  
(自昭和十五年九月二十七日起至昭和十五年三月三十一日)

(支那)  
在支日本官債償  
小計  
合計

三〇〇〇〇〇〇〇  
三〇〇〇〇〇〇〇  
三三〇七五〇〇〇

内  
借換發行高 八〇〇〇〇〇〇〇圓

備考

一、本國ハ本邦ニ於テ引受ケ又ハ募集セラレタルモノニシテ、  
中拂込期日ノ到來シタルモノヲ計上ス  
二、日滿法人債ハ日滿兩國間ノ條約ニ基キ設立セラレタル  
信電話並ニ滿洲拓植公債ノ償價ヲ示ス  
三、在滿及ヒ在支日本官債償ハ日本法人タル官債ニシテ滿洲(滿  
東州ヲ言ム)若クハ支那ニ於テ王タル募集ヲ言ム官債(滿鐵  
國際運輸大連汽船以上滿洲)北支開發中支城興以上支那)等  
ノ償價ヲ示ス



頁E 110.7

### 三法案全文發表

#### きのふ衆議院に提出

### 國會議員調整法案

一、衆議院議員の任期は四年とし、その半は二年ごとに改選する。  
 二、衆議院議員の選挙区は、人口を以て、均等に劃分する。  
 三、衆議院議員の選挙権は、二十歳以上の男子に與へ、その選挙方法は、普通選挙とする。  
 四、衆議院議員の被選挙権は、二十五歳以上の男子に與へ、その選挙方法は、普通選挙とする。  
 五、衆議院議員の任期満了の日、その選挙区に於て、選挙が行はるる。  
 六、衆議院議員の任期満了の日、その選挙区に於て、選挙が行はるる。  
 七、衆議院議員の任期満了の日、その選挙区に於て、選挙が行はるる。  
 八、衆議院議員の任期満了の日、その選挙区に於て、選挙が行はるる。  
 九、衆議院議員の任期満了の日、その選挙区に於て、選挙が行はるる。  
 十、衆議院議員の任期満了の日、その選挙区に於て、選挙が行はるる。

### 中野五法案整理表

一、衆議院議員の任期は四年とし、その半は二年ごとに改選する。  
 二、衆議院議員の選挙区は、人口を以て、均等に劃分する。  
 三、衆議院議員の選挙権は、二十歳以上の男子に與へ、その選挙方法は、普通選挙とする。  
 四、衆議院議員の被選挙権は、二十五歳以上の男子に與へ、その選挙方法は、普通選挙とする。  
 五、衆議院議員の任期満了の日、その選挙区に於て、選挙が行はるる。  
 六、衆議院議員の任期満了の日、その選挙区に於て、選挙が行はるる。  
 七、衆議院議員の任期満了の日、その選挙区に於て、選挙が行はるる。  
 八、衆議院議員の任期満了の日、その選挙区に於て、選挙が行はるる。  
 九、衆議院議員の任期満了の日、その選挙区に於て、選挙が行はるる。  
 十、衆議院議員の任期満了の日、その選挙区に於て、選挙が行はるる。

衆議院議員調整法案

衆議院議員調整法案

# 議會提出五法案

臨時資金調整  
 第一條 本法案は臨時資金調整の目的を以て制定する。  
 第二條 臨時資金調整の目的は、臨時資金の融通を促進し、臨時資金の運用を改善することにある。  
 第三條 臨時資金調整の目的は、臨時資金の融通を促進し、臨時資金の運用を改善することにある。  
 第四條 臨時資金調整の目的は、臨時資金の融通を促進し、臨時資金の運用を改善することにある。  
 第五條 臨時資金調整の目的は、臨時資金の融通を促進し、臨時資金の運用を改善することにある。

文部事務費支拂の臨時軍費支拂  
 第一條 本法案は文部事務費支拂の臨時軍費支拂の目的を以て制定する。  
 第二條 文部事務費支拂の臨時軍費支拂の目的は、文部事務費支拂の臨時軍費支拂を促進し、文部事務費支拂の臨時軍費支拂の運用を改善することにある。  
 第三條 文部事務費支拂の臨時軍費支拂の目的は、文部事務費支拂の臨時軍費支拂を促進し、文部事務費支拂の臨時軍費支拂の運用を改善することにある。  
 第四條 文部事務費支拂の臨時軍費支拂の目的は、文部事務費支拂の臨時軍費支拂を促進し、文部事務費支拂の臨時軍費支拂の運用を改善することにある。

別會計法  
 第一條 本法案は別會計法の目的を以て制定する。  
 第二條 別會計法の目的は、別會計法の運用を改善することにある。  
 第三條 別會計法の目的は、別會計法の運用を改善することにある。  
 第四條 別會計法の目的は、別會計法の運用を改善することにある。

外國爲替管理法中改正法律案  
 第一條 本法案は外國爲替管理法中改正法律案の目的を以て制定する。  
 第二條 外國爲替管理法中改正法律案の目的は、外國爲替管理法中改正法律案の運用を改善することにある。  
 第三條 外國爲替管理法中改正法律案の目的は、外國爲替管理法中改正法律案の運用を改善することにある。  
 第四條 外國爲替管理法中改正法律案の目的は、外國爲替管理法中改正法律案の運用を改善することにある。

文部事務費支拂の臨時軍費支拂  
 第一條 本法案は文部事務費支拂の臨時軍費支拂の目的を以て制定する。  
 第二條 文部事務費支拂の臨時軍費支拂の目的は、文部事務費支拂の臨時軍費支拂を促進し、文部事務費支拂の臨時軍費支拂の運用を改善することにある。  
 第三條 文部事務費支拂の臨時軍費支拂の目的は、文部事務費支拂の臨時軍費支拂を促進し、文部事務費支拂の臨時軍費支拂の運用を改善することにある。  
 第四條 文部事務費支拂の臨時軍費支拂の目的は、文部事務費支拂の臨時軍費支拂を促進し、文部事務費支拂の臨時軍費支拂の運用を改善することにある。

別會計法  
 第一條 本法案は別會計法の目的を以て制定する。  
 第二條 別會計法の目的は、別會計法の運用を改善することにある。  
 第三條 別會計法の目的は、別會計法の運用を改善することにある。  
 第四條 別會計法の目的は、別會計法の運用を改善することにある。

外國爲替管理法中改正法律案  
 第一條 本法案は外國爲替管理法中改正法律案の目的を以て制定する。  
 第二條 外國爲替管理法中改正法律案の目的は、外國爲替管理法中改正法律案の運用を改善することにある。  
 第三條 外國爲替管理法中改正法律案の目的は、外國爲替管理法中改正法律案の運用を改善することにある。  
 第四條 外國爲替管理法中改正法律案の目的は、外國爲替管理法中改正法律案の運用を改善することにある。

文部事務費支拂の臨時軍費支拂  
 第一條 本法案は文部事務費支拂の臨時軍費支拂の目的を以て制定する。  
 第二條 文部事務費支拂の臨時軍費支拂の目的は、文部事務費支拂の臨時軍費支拂を促進し、文部事務費支拂の臨時軍費支拂の運用を改善することにある。  
 第三條 文部事務費支拂の臨時軍費支拂の目的は、文部事務費支拂の臨時軍費支拂を促進し、文部事務費支拂の臨時軍費支拂の運用を改善することにある。  
 第四條 文部事務費支拂の臨時軍費支拂の目的は、文部事務費支拂の臨時軍費支拂を促進し、文部事務費支拂の臨時軍費支拂の運用を改善することにある。

100

### 資金調整法による 認可適用の範囲 五十萬圓以上の會社

臨時資金調整法に於いて、臨時認可適用の範囲を定めておられるのは、資本金額が五十萬圓以上の會社に對してである。この五十萬圓とは、臨時認可適用の開始の日の前日現在の資本金額を指す。資本金額が五十萬圓以上の會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。臨時認可適用の開始の日以前は、臨時認可適用の範囲に屬しない。臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。

臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。

- 三、防振業（ステール・ファイバー）
- 四、金屬工業（鑄造、各種機械等）
- 五、機械工業（自動車、航空機、船舶、金庫、電機、工具、刀具、各種機械等）
- 六、造船業（船舶）
- 七、化学工業（石油、炭素、メタール、セラミック、アルミニウム、硫酸等）
- 八、電力業（発電、送電）

### 認可確實の事業

臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。

東京朝日新聞 昭和七年九月六日

### 臨時資金調整法 適用の基準 準備委員會で決定

臨時資金調整法に於いて、臨時認可適用の範囲を定めておられるのは、資本金額が五十萬圓以上の會社に對してである。この五十萬圓とは、臨時認可適用の開始の日の前日現在の資本金額を指す。資本金額が五十萬圓以上の會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。臨時認可適用の開始の日以前は、臨時認可適用の範囲に屬しない。臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。

臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。

本年までの臨時認可適用の範囲は、資本金額が五十萬圓以上の會社に對してである。この五十萬圓とは、臨時認可適用の開始の日の前日現在の資本金額を指す。資本金額が五十萬圓以上の會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。臨時認可適用の開始の日以前は、臨時認可適用の範囲に屬しない。臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。

### 六三會を 中心に 証券業者の 自治統制

臨時資金調整法に於いて、臨時認可適用の範囲を定めておられるのは、資本金額が五十萬圓以上の會社に對してである。この五十萬圓とは、臨時認可適用の開始の日の前日現在の資本金額を指す。資本金額が五十萬圓以上の會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。臨時認可適用の開始の日以前は、臨時認可適用の範囲に屬しない。臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する會社は、臨時認可適用の開始の日以後、臨時認可適用の範囲に屬する。

東京朝日新聞 昭和七年九月五日









石

# 金調整法案

## 徹極めて慎重

### 附帯決議の意見有力

**お座な夏着**

中央の臨時金調整法特別委員会(臨時)は、今日(二十五日)午後二時、衆議院本会議場(第二分科会)で、臨時金調整法案(臨時)の附帯決議案を審議した。この審議は、臨時金調整法案(臨時)の審議に先立ち、臨時金調整法案(臨時)の附帯決議案の審議が行われた。この審議は、臨時金調整法案(臨時)の審議に先立ち、臨時金調整法案(臨時)の附帯決議案の審議が行われた。

### 和服

一、二回して手を洗わないと、夏着たものを脱いだら、二回洗うのは、臨時金調整法案(臨時)の審議に先立ち、臨時金調整法案(臨時)の附帯決議案の審議が行われた。

### 対象業種別 院特別委員会で公表

臨時金調整法案(臨時)の附帯決議案は、臨時金調整法案(臨時)の審議に先立ち、臨時金調整法案(臨時)の附帯決議案の審議が行われた。この審議は、臨時金調整法案(臨時)の審議に先立ち、臨時金調整法案(臨時)の附帯決議案の審議が行われた。

新聞 昭和×年×月×日